

相談者 (Aさん) 私の家では春から柴犬の仔どもを飼い始めたところなのですが、犬の散歩仲間から、東日本大震災の際に避難所ではペットのことでとても苦労したと聞きまして。今回から、ペットをめぐる法的問題について教えて下さい。

弁護士 実は私も六歳になる雌のトイ・プードルを飼っています。ペットは今では家族の一員とも言える存在ですが、それゆえに難しい問題も生じています。避難所では、具体的にはどのような苦労があったのですか。

Aさん 友人の犬は小型犬で、おとなしかったので、一緒に避難所に連れて行ったところ、このような未曾有の災害の時にはペットより人が最優先なのだから、ペットは自宅に戻して欲しいと回りの人に強く要求されたのだからです。

弁護士 たしかに大震災の時には、そうした事態もあったようです。人にも十分に物資が行き渡らない状況でしたし、ペットを生理的に受け入れられない方もいますしね。

Aさん 行政機関では震災の時などに、ペットに手を差し伸べてはくれないのですか。

弁護士 例えば、仙台市では、東日本大震災の時に、動物愛護管理法の精神を具体化するべく、「動物救護対策臨時本部」を立ち上げました。動物管理センター、獣医師会、ボラン

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第71回

ペットをめぐる 法的問題 1

ティア団体と提携して次のような活動をしたと報告されています。

- ペットの具合が悪い場合に診察可能な動物病院の情報を提供
- 被災した飼い主不明のペットを動物病院で無償で預かり、診察
- ペットと同行避難している避難所にペット

フードやシーツなどの支援物資を配布

- 被災して飼い主とはぐれたペットをホームページで情報提供

● 飼い主の見つからないペットの新しい飼い主を探す

Aさん いろいろな活動がなされていたのですね。今お話が出た動物愛護管理法という法律についてももう少し教えて下さい。

弁護士 正確には、動物の愛護及び管理に関する法律、と言い、略して「動物愛護管理法」と呼ばれています。この法律は人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取り扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただ可愛がるだけではなく、正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の支障を防止することを目指しています。

Aさん 飼うことが難しくなったペットを保健所に引き取ってもらったなどと言う話を聞くと悲しくなってしまう。

弁護士 動物愛護管理法は平成二四年に改正されたのですが、飼い主に終生飼養の責任を求め、最後まで愛情と責任をもって飼い続けるように努めることを規定しました(法七条

四項)。それに伴って、行政機関では従前は、ペットの引き取りを飼い主から求められたときにはそれに応じていたのですが、飼い主の終生飼養の責任原則に反するような場合には引き取りを拒否できるようになりました(法三五条一項)。

Aさん なるほど、行政機関が安易な引き取りをしないことで、飼い主の終生飼養の責任を確かなものにしていただいているんですね。

弁護士 ペットの栄養状態や飼育環境が良くなり、昔より長生きになりましたので、飼い主も自分の年齢を考えてペットを飼うことが必要になってきました。

Aさん 保健所等に引き取られたペットの殺処分について、新聞等で話題になったというようです。

弁護士 そのとおりです。保健所に引き取られたペットも、もらい手が出てこない結局は殺処分になってしまいます。その数は平成二〇年に、全国で何と二七万頭にも及んでいるのです。改正された動物愛護管理法は、行政機関が、所有者に返還を促したり、別な飼育希望者を募集することによって、できる限り殺処分を無くすことを目指すように努めるとしています。そうした行政の頑張りど、飼い主の最後まで責任を持って飼育するということが相まって殺処分を無くす方向に繋がっ



ていくのだと思います。

Aさん その他に動物愛護管理法で注意すべき規定があれば教えてください。

弁護士 みだりな殺傷、虐待や遺棄を行った場合の罰則規定が設けられています。殺傷した者には二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金に処せられることがあります。

Aさん 殺傷は解りますが、虐待というのはどの程度のことを意味しているのでしょうか。

弁護士 虐待とは、不必要に苦しめる行為ですが、殴る蹴るといった、やってはいけないことを積極的に行う場合だけではなく、必要な世話を怠ったり、十分な餌や水を与えないという、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為

も含まれています。そして、獣医師が業務の際に、こうした虐待を受けていることを知った場合には、行政や警察に通報するように努めなければならないとされました(法四一条の二)。

Aさん ところで、ペットショップにも義務が課せられたと聞いたのですが、どのような義務ですか。

弁護士 今はペットをペットショップで購入する人が多くなりましたので、動物愛護の観点からのペットショップの責任も重くなっています。特に犬猫を販売する場合の次の二つの義務を紹介しましょう。一つは子犬・子猫については生後五六日を経過しない販売や展示が禁止されました(法二一条の五)。これは、生後あまりにも早い段階で親兄弟から引き離してしまうと十分な社会化がされずに、かみ癖や吠え癖がついたりして成育に問題が生じうることを懸念してのもです。もう一つは展示される負担や健康面を考慮して、午後八時から午前八時までの間の展示を禁止したものです(施行規則八条四号)。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員